

八 教 学 推 第 1 1 3 9 号  
令 和 4 年 3 月 2 2 日

八尾市立各学校長 様

八尾市教育委員会事務局  
学 校 教 育 推 進 課 長

### 市立学校における今後の教育活動について（通知）

標記について、3月18日（金）に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、政府によるまん延防止等重点措置の解除決定をふまえ、大阪府の対応方針が決定されました。また、同日付けで大阪府教育委員会教育長より、通知がありました。

つきましては、同通知等を踏まえ、3月22日（火）以降の本市立学校における教育活動等について、下記の通り決定したので通知します。

今後、府域の感染状況により、必要に応じて変更が生じる場合があり、引き続き、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

#### 記

#### 1 教育活動の基本的な考え方について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態で教育活動を継続する。  
ただし、感染症対策を徹底するとともに、不安により登校できない児童生徒等への対応については、引き続き出席停止扱いとし、学習教材（デジタル教材を含む）の提供等、児童生徒の学びを保障することとする。

#### 2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について

- ・感染症対策を徹底したうえで実施する。

#### 3 学校行事等について

- ・来場者（保護者等）も含めて感染症対策を徹底したうえで実施する。

#### 4 部活動について

- ・感染症対策を徹底したうえで実施する。
- ・部活動前後での生徒同士による飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導する。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底する。
- ・同一部内で感染が拡大している場合や、感染の拡大が懸念される場合は、当該部活動を一時停止する。